

一般社団法人知多市観光協会ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般社団法人知多市観光協会（以下「当法人」という。）が運営するホームページ（以下「当法人ホームページ」という。）のバナー広告（以下「広告」という。）の掲載の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、広告とは、文字又は画像で表示された情報で、掲載の承諾を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告を掲載する位置は、当法人ホームページのトップページで会長が指定した位置とする。

2 広告の掲載順は、連続して掲載する期間の長い広告の順とし、同一期間の場合及び第9条ただし書きによる場合は、申し込み順とする。

(広告の規格)

第4条 当法人ホームページに掲載する広告の規格は、次のとおりとする。

大きさ	縦80ピクセル、横200ピクセル
ファイル形式	JPEG又はPNG（点滅、切り替わり及び動きのあるものを除く。）
データ容量	30キロバイト以下

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は1か月単位とし、広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は複数月を指定した申込みをすることができる。ただし、連続する掲載期間は12か月を限度とし、年度を超える期間を指定することはできないものとする。

(広告の掲載開始日等)

第6条 広告の掲載開始日は月の初日とし、掲載終了日は翌月の初日とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告の掲載開始日又は掲載終了日が当法人の閉館日に当たるときは、掲載開始日にあつては、開始日の前日とし、掲載終了日にあつては、閉館日の翌日とする。

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料は、1枠当たり月額3,000円とする。

(広告掲載の募集)

第8条 広告掲載の募集は、当法人ホームページによるものとする。

(広告の申込み)

第9条 広告掲載希望者は、ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)に、掲載しようとする広告案を添えて、会長が指定する期間内に提出するものとする。ただし、募集期間を過ぎた場合には、先着順に申込みができるものとする。

(広告の範囲)

第10条 広告は、社会的に信用度が高い情報で、その内容及び表現は広告掲載をするにふさわしい信用性と信頼性を持つものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、広告掲載してはならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業に係るもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に係るもの
- (5) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 政治性があるもの
- (7) 宗教性があるもの
- (8) 社会問題についての主義主張
- (9) 個人の氏名広告
- (10) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの

(11) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(12) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(13) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をするものとして不適當であるもの

(広告掲載の決定)

第11条 会長は、第9条のホームページ広告掲載申込書を受理したときは、前条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 会長は、広告掲載の可否を決定したときは、ホームページ広告掲載可否決定通知書（第2号様式）により広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

2 広告主は、広告原稿を会長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

(広告掲載料の納付等)

第13条 広告主は、会長が指定する期日までに第7条に規定する広告掲載料を一括前納するものとする。

(広告内容等の変更)

第14条 会長は、広告の内容、デザイン、リンク先のホームページ内容等が第10条の規定に抵触していると判断するときは、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第15条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の許可を取り消すことができる。

(1) 広告主が指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(2) 広告主が指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。

(3) 前条の規定による広告内容等の変更を広告主が行わないとき。

(4) 広告主が虚偽の申請をしたとき。

(5) 広告主が書面により広告掲載の取下げを申し出たとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、当法人ホームページへの広告掲載が適切でないと会長が判断したとき。

2 前項の規定により広告を取り消した場合においては、会長は広告主に対し、その賠償の責めを負わない。また、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載期間の延長等)

第16条 広告掲載期間内に、当法人の都合でホームページを閉鎖した時間が生じた場合において、閉鎖した時間が1日を超えるときは、掲載期間をその日数に相当する期間延長する。

2 前項の場合において、掲載期間が年度を超えるときは、広告を終日掲載しなかった日数及び広告掲載期間の日数に応じて広告掲載料を日割計算で算出し、広告主に還付する。ただし、広告掲載料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 前項の規定により広告掲載料の還付を受けようとする者は、ホームページ広告掲載料還付申請書(第3号様式)により会長に請求するものとする。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。